### (19) **日本国特許庁(JP)**

# (12) 特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第6053139号 (P6053139)

(45) 発行日 平成28年12月27日(2016.12.27)

(24) 登録日 平成28年12月9日(2016.12.9)

(51) Int.Cl.			FΙ		
E06B	9/42	(2006.01)	EO6B	9/42	Z
B60J	3/00	(2006.01)	B60J	3/00	Н
E06B	9/56	(2006.01)	EO6B	9/56	Α

請求項の数 6 (全 22 頁)

(22) 出願日 平成25年1月28日 (2013.1.28)	
(65) 公開番号 特開2014-145171 (P2014-145171A)	
(43) 公開日 平成26年8月14日 (2014.8.14) (73	3)特許
審査請求日 平成27年11月4日(2015.11.4)	

(73) 特許権者 000251060

林テレンプ株式会社

愛知県名古屋市中区上前津1丁目4番5号

(73)特許権者 000135209 株式会社ニフコ

神奈川県横須賀市光の丘5番3号

||(74)代理人 100096703

弁理士 横井 俊之

||(74)代理人 100124958

弁理士 池田 建志

|(72) 発明者 渡邊 啓介

愛知県名古屋市中区上前津1丁目4番5号 株式会社林技術研究所内

最終頁に続く

## (54) 【発明の名称】 遮蔽装置

### (57)【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

スクリーンと、

端部に被ロック部を有し、前記スクリーンの一端を留めた軸部と、

該軸部を前記スクリーンの巻取方向へ付勢する付勢機構と、

前記軸部の回転を禁止するためのロック位置で前記被ロック部と係合するロック部材と

該ロック部材を摺動させるための摺動案内部を有し、前記軸部の端部が挿入されるハウジングとを備え、

前記摺動案内部は、前記ロック部材を、前記ロック位置、及び、前記被ロック部との係合が解除されるロック解除位置を通る方向に案内可能であり、さらに、前記ロック位置で前記ロック部材の摺動を停止させるためのロック位置係合部を有し、

前記ロック部材は、前記ロック位置で前記ロック位置係合部と係合する摺動係合部と、 撓むことにより前記摺動係合部の係合を解除させる操作部とを有する、遮蔽装置。

### 【請求項2】

前記摺動案内部は、前記ロック解除位置で前記ロック部材の摺動係合部と係合する解除位置係合部を有し、

前記操作部は、撓むことにより前記摺動係合部の前記解除位置係合部との係合を解除させる、請求項1に記載の遮蔽装置。

### 【請求項3】

前記ロック部材は、摺動する軌道を基準として挟む方向に撓むことができる一対の前記操作部と、これら各操作部とともに動く一対の前記摺動係合部とを有し、

該一対の摺動係合部は、前記軌道を基準として互いに外向きに形成され、

前記摺動案内部は、前記摺動係合部のそれぞれと係合する一対の前記ロック位置係合部 を有する、請求項1又は請求項2に記載の遮蔽装置。

### 【請求項4】

前記ハウジングは、前記ロック位置及び前記ロック解除位置を通る方向に向いた溝を有し、

前記ロック部材は、前記溝に対して摺動可能に挿入される摺動片を有する、請求項1~ 請求項3のいずれか一項に記載の遮蔽装置。

10

## 【請求項5】

前記ロック位置及び前記ロック解除位置を通る方向に第二ロック解除位置があり、 前記摺動案内部は、前記第二ロック解除位置に摺動した前記ロック部材が前記ロック位 置に摺動することを禁止する、請求項1~請求項4のいずれか一項に記載の遮蔽装置。

## 【請求項6】

前記ロック部材は、前記ロック位置から前記ロック解除位置とは反対側に摺動したときに前記ハウジングから離脱するようにされている、請求項1~請求項5のいずれか一項に記載の遮蔽装置。

【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

20

[0001]

本発明は、車両用ドア等に設置される遮蔽装置に関する。

## 【背景技術】

#### [0002]

車両用ドア等には、防眩のために直射日光を遮ったり、車内のプライバシーを確保したりする目的でサンシェード装置が設けられる。車両用ドアのサンシェード装置は、多くの場合、非使用時にドア本体内部に遮光スクリーンを巻き取って収納している。使用時、スクリーンは、ウインドウガラスに沿って上方へ引き出されて、スクリーン先端部のフックがドア側の係合部に係止される等して使用位置に保持され、ウインドウガラスを覆う。

### [0003]

30

サンシェード装置には、遮光スクリーンを収納位置に巻き取るため、筒形状のバレル部材が設けられている。このバレル部材は、ばね部材によって、巻取り方向に付勢されている。遮光スクリーンは、一端がバレル部材に固定され、使用位置までばね部材の付勢力に抗して引き出されて使用される。使用位置にあるスクリーンのフックの係合を解除すると、スクリーンは、自動的にバレル部材に巻き取られる。ばね部材は、バレル部材の内部空間内に収納される場合、細長い金属線を螺旋状に巻いたコイルばねが用いられる。この他、薄板状の金属を巻いたぜんまいばね(渦巻ばね)も用いられる。

## [0004]

遮光スクリーンは、バレル部材に巻き取られた非使用位置でも巻取方向に巻取力を有するように、予め付勢されている。これは、サンシェード装置のがたつきを抑制する等のためである。遮光スクリーンを巻取時にも付勢するためには、軸受部に対してバレル部材を巻取方向に所定量、予備巻きしてからサンシェード装置を車両ドアに取り付ける必要がある。サンシェード装置の取付時に予備巻き作業を行うのは効率が良くないため、サンシェード装置を車両ドアへ取り付ける間だけバレル部材の回転を禁止し、取付後に回転を許可することが提案されている。

【先行技術文献】

## 【特許文献】

[0005]

【特許文献1】特許第4713940号公報

【特許文献2】特開2000-282767号公報

#### 【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

#### [0006]

特許文献1に開示される自動車用ウィンドウシェード装置は、カバー(符号47)の孔(符号51)、連結シャフト(符号40)の孔(符号62)、カバーの盲孔(符号52)に細い保持ピン(符号75)を差し込むことにより、付勢された巻取シャフト(符号20)が保持される。しかし、細い保持ピンを差し込むための小さい孔を目視で確認し難いため、作業し難く、組立工数が増大する。また、サンシェード装置を車両用ドアに取り付けた後に保持ピンを抜いてロック状態を解除するため、不要となった保持ピンを処分する必要がある。

10

さらに、一度巻取シャフトを回転不能にすると、サンシェード装置を車両に組み付けるまでスクリーンの開閉動作確認などの点検作業を行うことができなくなる。加えて、サンシェード装置の修理時といったサービス時など、車両用ドアからサンシェード装置を取り外す必要性が生じた際に、初期トルク状態を維持した状態、即ち、予備巻き状態を保持した状態でサンシェード装置を取り外すことができない。このため、メンテナンス性が良くない。

### [0007]

特許文献 2 に開示されるサンシェード装置は、筒状体(符号 2 4 )のエンドキャップ(符号 3 4 )の四角柱係合部(符号 5 4 )と係合可能なロック部材(符号 1 1 0 )を有している。このロック部材は、四角柱係合部と係合する方形孔部(符号 1 1 4 )と、この方形孔部に連続した円形孔部(符号 1 1 6 )と、方形孔部とは他端側の当接面(符号 1 1 8 )とが形成されている。サンシェード装置がボデーの嵌合凹部(符号 1 2 0 )に挿入される前、当接面が保護部材(符号 1 8 B )の底部よりも下に出ており、方形孔部が四角柱係合部と係合して筒状体が回転不能とされている。サンシェード装置が嵌合凹部に挿入されると、当接面が保護部材に押し込まれ、四角柱係合部が円形孔部に案内されて筒状体が回転可能とされる。当接面が保護部材に押し込まれているため、ロック解除位置のロック部材をロック位置まで引き出すことができない。

30

20

従って、上記構造でも、一度筒状体を回転不能にすると、車両組付前のサンシェード装置の点検を行うことが困難である。メンテナンス時にも、筒状体の予備巻き状態を保持した状態でサンシェード装置を車両用ドアから取り外すことができない。

### [0008]

なお、上述した問題は、トノカバー装置等、サンシェード装置以外の遮蔽装置にも存在する。

以上を鑑み、本発明は、点検時に利便性の良い遮蔽装置を提供する目的を有している。 【課題を解決するための手段】

## [0009]

本発明は、スクリーンと、

端部に被ロック部を有し、前記スクリーンの一端を留めた軸部と、

該軸部を前記スクリーンの巻取方向へ付勢する付勢機構と、

前記軸部の回転を禁止するためのロック位置で前記被ロック部と係合するロック部材と

40

該ロック部材を摺動させるための摺動案内部を有し、前記軸部の端部が挿入されるハウ ジングとを備え、

前記摺動案内部は、前記ロック部材を、前記ロック位置、及び、前記被ロック部との係合が解除されるロック解除位置を通る方向に案内可能であり、さらに、前記ロック位置で前記ロック部材の摺動を停止させるためのロック位置係合部を有し、

前記ロック部材は、前記ロック位置で前記ロック位置係合部と係合する摺動係合部と、 撓むことにより前記摺動係合部の係合を解除させる操作部とを有する、態様を有する。

### [0010]

遮蔽装置を本体に組み付けるまでは、ロック部材をロック解除位置にして軸部を巻取方

向に予備巻きした状態でロック部材をロック位置へ摺動させると、軸部を予備巻きした状態で保持しておくことができる。遮蔽装置を組み付けた後には、操作部を操作して撓ませることにより摺動係合部のロック位置係合部との係合が解除されるので、容易にロック部材をロック解除位置へ摺動させて軸部のロック状態を解除することができる。さらに、一度、軸部のロック状態を解除した後でも、再びロック部材をロック位置へ摺動させて軸部の回転を禁止することができる。このため、再びロック部材をロック解除位置へ摺動させて軸部を巻取方向に予備巻きした状態でロック部材をロック位置へ摺動させると、軸部を予備巻きした状態で保持しておくことができ、何度も遮蔽装置の作動点検を行うことができる。また、故障時などのサービス作業時の作業性が向上する。

[0011]

10

ここで、上記スクリーンは、透過光の少なくとも一部を遮るものであればよく、日除け 用に限定されない。

上記軸部には、筒状部材、棒状部材、等が含まれる。軸部は、単一の部材でもよいし、 複数の部材の組合せでもよい。

上記付勢機構には、ばね、ゴム、等が含まれる。

上記操作部は、1箇所でもよいし、2箇所以上でもよい。上記ロック位置係合部と上記摺動係合部の組合せは、1組でもよいし、2組以上でもよい。

### 【発明の効果】

[0012]

本発明によれば、何度も作動点検を行うことが可能な遮蔽装置を提供することができる

20

30

40

50

### 【図面の簡単な説明】

[0013]

- 【図1】遮蔽装置1を組み付けたサイドドアの例を車室C1側から示す斜視図である。
- 【図2】遮蔽装置1の構成を例示する分解斜視図である。
- 【図3】弾性力発生手段5の構成を例示する分解斜視図である。
- 【図4】バレル部材(回転軸部材)4に組み付けられるシャフト部材8の外観を例示する 斜視図である。
- 【図5】ハウジング1dの構成を例示する分解斜視図である。
- 【図6】(a)はクリップ9(ロック部材1 c)の外観を例示する斜視図、(b)はクリップ9の正面を例示する図、(c)はクリップ9を(b)のA1 A1の位置で切断した端面図、(d)はクリップ9の底面を例示する図、である。

【図7】(a)はクリップ9の背面を例示する図、(b)はクリップ9の側面を例示する図、(c)はクリップ9を(b)のA2-A2の位置で切断した端面図、(d)はクリップ9を(b)のA3-A3の位置で切断した端面図、である。

【図8】(a)はクリップ9がロック位置P1にあるときの遮蔽装置1のキャップ側の面を例示する図、(b)はクリップ9がロック解除位置P2にあるときの遮蔽装置1のキャップ側の面を例示する図、である。

【図9】(a)はシャフト部材8がロックされた状態の遮蔽装置1を軸方向に対する垂直面で切断した例を示す端面図、(b)はシャフト部材8のロックが解除された状態の遮蔽装置1を軸方向に対する垂直面で切断した例を示す端面図、である。

【図10】第二の例において遮蔽装置1のキャップ側を示す分解斜視図である。

【図11】(a)はクリップ109がロック位置P1にあるときの遮蔽装置1のキャップ側を例示する斜視図、(b)はクリップ109が第一ロック解除位置P2にあるときの遮蔽装置1のキャップ側を例示する斜視図、(c)はクリップ109が第二ロック解除位置P3にあるときの遮蔽装置1のキャップ側を例示する斜視図、である。

【図12】(a)はシャフト部材がロックされた状態の遮蔽装置1のキャップ側の面を例示する図、(b)はキャップ110及びクリップ109を(a)のA4-A4の位置で切断した端面図、である。

【図13】(a)はクリップ109が第一ロック解除位置P2にあるときの遮蔽装置1の

キャップ側の面を例示する図、(b)はキャップ110及びクリップ109を(a)のA5-A5の位置で切断した端面図、である。

【図14】(a)はクリップ109が第二ロック解除位置P3にあるときの遮蔽装置1のキャップ側の面を例示する図、(b)はキャップ110及びクリップ109を(a)のA6-A6の位置で切断した端面図、である。

【図15】(a)は第三の例においてクリップ209がロック位置P1にあるときの遮蔽 装置1のキャップ側を例示する斜視図、(b)はクリップ209がロック解除位置P2に あるときの遮蔽装置1のキャップ側を例示する斜視図、(c)はクリップ209がハウジ ング1dから離脱した状態の遮蔽装置1のキャップ側を例示する斜視図、である。

## 【発明を実施するための形態】

### [0014]

以下、本発明の実施形態を説明する。むろん、以下の実施形態は本発明を例示するものに過ぎず、実施形態に示す特徴の全てが発明の解決手段に必須になるとは限らない。

## [0015]

## (1)本技術の概要:

まず、図1~15を参照して本技術の概要を説明する。

### [0016]

## [0017]

上記摺動案内部10dには、前記ロック解除位置P2で前記ロック部材1cの摺動係合部1eと係合する解除位置係合部1gが設けられてもよい。上記操作部9bは、撓むことにより前記摺動係合部1eの前記解除位置係合部1gとの係合を解除させてもよい。この態様は、何度も作動点検を行うことが可能な好適な遮蔽装置1を提供することができる。

むろん、上記解除位置係合部1gと上記摺動係合部1eの組合せは、1組でもよいし、2組以上でもよい。

## [0018]

ロック部材1 c には、摺動する軌道 T 1 を基準として挟む方向 D 2 に撓むことができる一対の前記操作部9 b と、これら各操作部9 b とともに動く一対の前記摺動係合部1 e とが設けられてもよい。該一対の摺動係合部1 e は、前記軌道 T 1 を基準として互いに外向きに形成されてもよい。上記摺動案内部10 d には、前記摺動係合部1 e のそれぞれと係合する一対の前記ロック位置係合部1 f が設けられてもよい。この場合、作業者は、一対形成された操作部9 b を指で摘むだけで摺動係合部1 e のロック位置係合部1 f との係合を解除することができる。従って、本態様は、遮蔽装置1の点検等の作業性をさらに高めることができる。

## [0019]

上記ハウジング1dには、前記ロック位置P1及び前記ロック解除位置P2を通る方向(案内方向D1)に向いた溝1hが設けられてもよい。上記ロック部材1cには、前記溝1hに対して摺動可能に挿入される摺動片9dが設けられてもよい。この態様は、ロック部材1cのがたつきを抑制することができるため、ロック部材1cの摺動時の操作性をさ

10

20

30

40

らに高めることができ異音の発生も抑制することができる。

### [0020]

ロック位置 P 1 及びロック解除位置 P 2 を通る方向(案内方向 D 1)には、第二ロック解除位置 P 3 があってもよい。上記摺動案内部 1 0 d は、前記第二ロック解除位置 P 3 に摺動した前記ロック部材 1 c が前記ロック位置 P 1 に摺動することを禁止してもよい。

遮蔽装置1を本体に組み付けるまでは、ロック部材1cの位置をロック位置P1と第一ロック解除位置P2とに切り替えることで、遮蔽装置1の点検作業を容易に行うことができる。本体へ組付後は、ロック部材1cを第二ロック解除位置P3へと摺動させることによって、再びロック部材1cがロック位置P1へと戻ることが禁止される。このため、遮蔽装置1の使用中に、ロック部材1cが誤ってロック位置P1へと摺動してしまい、遮蔽装置1の開閉に不具合が生じたり、ロック部材1cと被ロック部8eが干渉して異音が発生したりするような不具合が発生したりすることを抑制することができる。

### [0021]

上記ロック部材 1 c は、前記ロック位置 P 1 から前記ロック解除位置 P 2 とは反対側に 摺動したときに前記ハウジング 1 d から離脱するようにされてもよい。

遮蔽装置1を本体に組み付けるまでは、ロック部材1cの位置をロック位置P1とロック解除位置P2とに切り替えることで、遮蔽装置1の点検作業を容易に行うことができる。本体へ組付後は、ロック部材1cをロック解除位置P2とは反対側に摺動させることによって、ロック部材1cをハウジング1dから離脱させることができる。このため、遮蔽装置1の使用中に、ロック部材1cが誤ってロック位置P1へと摺動してしまい、遮蔽装置1の開閉に不具合が生じたり、ロック部材1cとシャフト部材が干渉して異音が発生したりするような不具合が発生したりすることを抑制することができる。

### [0022]

### (2)第一の例:

図1は、車両用遮蔽装置1を自動車800のサイドドア(802)のサンシェード装置として使用する第一の例を示し、ドアトリム805の上部を破断して遮蔽装置1を示している。図1に示す自動車800は、道路上で使用されるように設計及び装備された路上走行自動車とされ、前席及び後席を囲む車室C1が形成された乗用自動車とされている。車室C1の側面部には、ドア802及びピラー803が配置されている。このドア802にサンシェード装置としての遮蔽装置1が組み付けられている。遮蔽装置は、シェード装置やブラインド装置と呼ばれるものを含む。

## [0023]

ドア802は、ドアパネル804、ドアトリム805、ドアウィンドウ806、等が設けられている。ドアパネル804は、鋼板製といった金属製の車体パネルの一種である。ドアトリム805は、ドアパネル804の車室側に装着される内装材であり、熱可塑性樹脂といった樹脂成形材料を射出成形等により成形した成形品、樹脂材料の内装基材に不織布、織物、編物、といった表皮材を積層したもの、等を用いることができる。図1に示すドアトリム805は、乗員が姿勢を楽に保つために肘を掛けることが可能な形状のアームレスト807が設けられている。このアームレスト807よりも上側においてドアトリム805の裏面に遮蔽装置1が組み付けられている。

## [0024]

図1は、スクリーン2がバレル部材4に巻き取られた遮蔽装置1を実線で示し、スクリーン2が上方に引き出された状態を二点鎖線で示している。図2は、遮蔽装置1を各構成部品に分解した状態で示した斜視図である。図3は、弾性力発生手段5の構成部品を分解して示した斜視図である。図4は、シャフト部材8の拡大斜視図である。なお、符号D1 1は回転軸AX1の外側方向を示し、符号D12は回転軸AX1の内側方向を示している

## [0025]

遮蔽装置1の軸部1aは、バレル部材4とシャフト部材(回転軸部材)8,8′を備えている。バレル部材4は、ハーフケース3に対して回転軸AX1を中心として回転可能に

10

20

30

40

収容され、スクリーン2の一端2bを留めている。バレル部材4は、円筒状といった筒状でもよいし、円柱状といった棒状でもよい。バレル部材4の一端4aには、ハーフケース3の端面3bを貫通したシャフト部材8が組み付けられている。このシャフト部材8の一端(端部8f)には、弾性力発生手段5が取り付けられている。この弾性力発生手段5は、渦巻きばね(スプリング11)を用いた外ばねユニットである。シャフト部材8の第一フランジ部8cから他端(端部8g)側は、例えば筒状のバレル部材4の一端4aに挿入される。バレル部材4の他端4bには、弾性力発生手段を設けていないシャフト部材8′が組み付けられている。このシャフト部材8′の一端(端部8f′)は、ハーフケース3に対して回転軸AX1を中心として回転可能に支持される。シャフト部材8′の他端(端部8g′)は、例えば筒状のバレル部材4の他端4bに挿入される。

[0026]

バレル部材 4 の材質には、アルミニウムといった金属、熱可塑性樹脂といった合成樹脂、等を用いることができる。アルミニウムを筒状に押し出し形成したパイプ材をバレル部材 4 に用いると、バレル部材 4 を容易に軽量かつ所要の強度にすることができる。円筒状のアルミニウム製バレル部材の大きさは、特に限定されず、例えば、内径を 4 ~ 2 0 mm程度、外径を 6 ~ 3 0 mm程度とすることができる。

[0027]

スクリーン 2 は、ブラインドシートとも呼ばれ、透過光の少なくとも一部を遮る。スクリーン 2 の本体部分 2 a は、所定の巻取位置 P 1 1 から所定の引出位置 P 1 2 まで引き出し可能な柔軟性を有するシート状材料で形成され、引出位置 P 1 2 から巻取位置 P 1 1 へ巻取可能である。スクリーン本体部分 2 a は、ポリエステル織物といった布、樹脂材料を用いたレザー、樹脂成形材料を成形したシート、等を用いることができ、半透明シート、紫外線を遮断する透明シート、等でもよい。紫外線等も、透過光に含まれる。サンシェード装置用のスクリーン本体部分は、例えば、遮光性 5 0 ~ 9 0 %程度で可撓性を有する軟質材料を所要の形状に裁断することにより形成され、ハーフケース 3 から上方へ引き出されて、車両用ドアウィンドウを車室内側から覆う。遮蔽装置 1 は、乗員の防眩のために太陽光を遮ったり、プライバシーの保護や駐車時の防犯のために車外からの視認性を低下させたりする。

[0028]

スクリーン2の一端2bには、両面テープ7が貼り合わされている。この両面テープ7が貼り合わされている領域にバレル部材4を巻き付けることによって、スクリーンの一端2bがバレル部材4の外側面に接着されている。

[0029]

スクリーン 2 の先端縁(他端 2 c)には、本体部分 2 a よりも硬質のガーニッシュ部材 6 が取り付けられている。ガーニッシュ部材 6 は、板状の部材、棒状の部材、筒状の部材、等を用いることができ、合成樹脂の射出成形品といった成形品等を用いることができる。この合成樹脂には、ポリカーボネート(PC)、アクリロニトリルブタジエンスチレン共重合体(ABS)、ポリプロピレン(PP)、これらの複合材料、これらの材料に添加材を添加した材料、といった熱可塑性樹脂等を用いることができる。インナー部品とアウター部品を用意し、スクリーン先端縁を両部品で挟んで互いに嵌合して一体化することによりガーニッシュ部材を形成してもよい。

[0030]

ガーニッシュ部材 6 には、ドア側のフックに引っ掛け可能な係止孔 6 a , 6 a が設けられている。スクリーン 2 を引き出した際に係止孔 6 a をフックに引っ掛けると、スクリーン 2 の引き出し状態を保持することができる。

また、ガーニッシュ部材 6 には、図示しないパイプ部材が設けられ、このパイプ部材に対して該パイプ部材を中心として回転可能に支持されたレバー部材 6 b が設けられている。ユーザーは、回転可能なレバー部材 6 b を摘むことによってハーフケース 3 から容易にスクリーン 2 を引き出すことができる。レバー部材 6 b は、サーモポリオレフィン(TPO)の射出成形品といった樹脂成形品等を用いることができる。

10

20

30

40

20

30

40

50

## [0031]

ハーフケース 3 は、ドアトリム側に形成された凹部と合わせられることによって、バレル部材 4 及びスクリーン 2 等の格納空間を形成する。すなわち、ハーフケース 3 は、遮蔽装置 1 のハウジング部分の一部を構成する半割体であって、スクリーン 2 等の構成部品が予め組み付けられてユニット化される。これにより、ハーフケース 3 をドアトリムへ組み付けるだけで、遮蔽装置 1 のドアへの組み付けが完了する。むろん、遮蔽装置をユニット化するケースは、全体を覆うケース等、ハーフケース以外のケースでもよい。

遮蔽装置1は、ハーフケース3にスクリーン2等の構成部品を予め組み付けた状態で出荷される。ドアトリムの組み立て工程において、ハーフケース3に形成された複数の貫通穴3aにスクリューなど公知の締結手段を挿通させることにより、ハーフケース3が車両本体に締結され、遮蔽装置1が車両本体に一体化される。

[0032]

バレル部材4の両端には、シャフト部材8,8'がそれぞれ組み付けられている。これらのシャフト部材8,8'は、ハーフケース3に対して回転軸AX1を中心として回転可能に支持されている。ハーフケース3の端面3bには、弾性力発生手段5が取り付けられている。

[0033]

図3に示す弾性力発生手段5は、スプリング11(付勢機構1b)、クリップ9(ロック部材1c)、ハウジング1d、を備える。ハウジング1dは、キャップ10とケース12を備える。ケース12とキャップ10を嵌合させたときに形成される収容空間にスプリング11が収容され、キャップ10の外側面に沿ってクリップ9が摺動する(スライドする)。弾性力発生手段5は、回転軸AX1を中心としてシャフト部材8の端部8fを回転可能に支持する。

[0034]

スプリング11は、シャフト部材8,8′を組み付けたバレル部材4をスクリーン2の 巻取方向DR1へ付勢する。図3に示すスプリング11は、ステンレス材といった弾性部材を渦巻状に巻いた渦巻きばね(スパイラルスプリング)である。内側の端末の折り返し片11aは、シャフト部材8の係止用凹部8aに係止されている。外側の端末の折り返し片11bは、ケース12の係止用凸片12hに係止されている。これにより、シャフト部材8の回動に伴ってシャフト部材8に弾性力が付与される。

渦巻状のスプリング11の大きさは、特に限定されず、例えば、板厚を0.1~0.3mm程度、幅を4~20mm程度、長さを500~3000mm程度とすることができる。スプリング11は、作動異音が発生することがあるため、必要に応じて潤滑剤としてグリスが塗布される。

[0035]

図 4 は、シャフト部材 8 の外観を示している。図 5 は、キャップ 1 0 とケース 1 2 を嵌合させる前のハウジング 1 dを分解状態で示している。図 6 (a)~(d)及び図 7 (a)~(d)は、クリップ 9 を示している。なお、図 6 (c)及び図 7 (c),(d)の端面図は、背景が省略されている。

[0036]

シャフト部材 8 (回転軸部材)の一端(端部 8 f )には断面略矩形の被ロック部 8 e が形成され、この被ロック部 8 e と第二フランジ部 8 d との間は外径略円柱状に形成されている。より大きな径の第二フランジ部 8 d から端部 8 f 側に形成された係止用凹部 8 a にスプリング 1 1 の内側折り返し片 1 1 a が係止される。シャフト部材 8 の他端(端部 8 g )には、外形略円柱状の嵌合部 8 b が形成されている。嵌合部 8 b の外径は、バレル部材 4 の一端 4 a の内径と略同じにされている。嵌合部 8 b の終わる部分であって第二フランジ部 8 d よりも端部 8 g 側には、嵌合部 8 b よりも大きな径の第一フランジ部 8 c が形成されている。嵌合部 8 b をバレル部材 4 の一端 4 a の孔へ圧入し、第一フランジ部 8 c にバレル部材 4 が突き当たる位置まで押し込むと、シャフト部材 8 とバレル部材 4 とが相対移動不能に固定される。

#### [0037]

また、シャフト部材 8 の端部 8 f は、回転軸 A X 1 の外側方向 D 1 1 に向かってケース 1 2 の孔部 1 2 b に挿入され、ケース 1 2 の可撓性を有する複数のガタ止め爪 1 2 a から 弾性力を受ける状態になる。

## [0038]

シャフト部材(回転軸部材)8,8'には、合成樹脂の射出成形品といった成形品等を用いることができる。この合成樹脂には、補強用繊維を含むポリブチレンテレフタレート(PBT)といった熱可塑性樹脂等を用いることができる。補強用繊維には、ガラス繊維等を用いることができる。補強用繊維の配合比は、例えば、5~30重量%程度とすることができる。

### [0039]

ケース12は、スプリング11を収容するため、キャップ10側が開口した収容凹部12cを有している。この収容凹部12cの底部には、シャフト部材8の端部8fを通すため孔部12bが形成されている。この孔部12bの周縁部には、等間隔で4本の撓み変形可能なガタ止め爪12aがケースと一体に形成されている。シャフト部材端部8fを回転軸AX1の外側方向D11に向かって孔部12bに挿入すると、シャフト部材8はガタ止め爪12aを外側に押し拡げるように撓ませながら圧入され、ガタ止め爪12aに第二フランジ部8dが引っ掛かる。これによって、シャフト部材8の回転軸AX1方向への移動が規制され、軸部1aのがたつきが抑制される。このため、ガタ止め用の金属ピンや特開2000-282767号公報に記載のばねクリップのようながたつき防止部材をわざわざ設定する必要が無く、部品点数及び製造工数が削減される。

#### [0040]

収容凹部 1 2 c の内側面には、スプリング 1 1 の外側端末部を配置するため回転軸 A X 1 を中心とした径方向外側へ凹んだ凹陥部 1 2 d が形成されている。この凹陥部 1 2 d の 近傍には、スプリング 1 1 の外側折り返し片 1 1 b を係止するための係止用凸片 1 2 h が 収容凹部 1 2 c の底面から外側方向 D 1 1 に向かって延出している。収容凹部 1 2 c の側壁部 1 2 e の外側面には、外側方向 D 1 1 に向かって径方向内側へ下がっていく傾斜面を 有する 3 つの突起 1 2 f と、キャップ 1 0 を位置決めするための位置決めリブ 1 2 g とが ケース 1 2 と一体に形成されている。

## [0041]

キャップ10は、ケース12に嵌合して、ケース12の開口を塞ぐ。キャップ10の本体部10aには、被ロック部8eが回転軸AX1を中心として回転可能となるように挿入される孔部10eが形成されている。本体部10aから内側方向D12へは、上記位置決めリブ12gに位置決めされる3つの可撓片10bが延出している。各可撓片10bには、上記突起12fが挿入される嵌合孔10cが形成されている。本体部10aの外側(外側方向D11側の端面)には、クリップ9を摺動させるための摺動案内部10dが形成されている。

### [0042]

収容凹部12cにスプリング11を収容する際には、孔部12bから収容凹部12cに挿入されたシャフト部材端部8fの係止用凹部8aに内側折り返し片11aを係止させ、ケース12の係止用凸片12hに外側折り返し片11bを係止させることになる。収容凹部12cにスプリング11を収容した後、位置決めリブ12gで可撓片10bを位置決めして突起12fを嵌合孔10cに挿入させるようにキャップ10をケース12に嵌合させると、ハウジング1dが形成される。すなわち、ハウジング1dは、摺動案内部10dを有し、軸部1aの端部8fが挿入され、スプリング11を収容している。

## [0043]

摺動案内部10dは、孔部10eの周りを囲む位置で外側方向D11へ延出した立壁部10fと、この立壁部10fの先端縁からクリップ9の摺動する軌道T1に向かって内方向へ延出した一対の係止用フランジ部10g,10gとを備えている。摺動案内部10dの底部には、クリップ9の案内方向D1に向いたガイド溝10k(溝1h)と、このガイ

10

20

30

40

20

30

40

50

ド溝10kの案内方向D1の隣接部(図5の下側)で外側方向D11へ出た係止凸部10 s とが形成されている。ガイド溝10kには、クリップ9の摺動片9dが挿入される。係止凸部10 s は、摺動片9dの案内方向D1の延長部10h側への摺動を規制する。すなわち、係止凸部10 s は、クリップ9の抜け止めの機能を担っている。

なお、図8,9に示すように、案内方向D1は、軸部1aの回転を禁止するためのロック位置P1と、軸部1aの回転禁止を解除するためのロック解除位置P2とを通る方向である。摺動案内部10dは、クリップ9を案内方向D1に案内可能である。

## [0044]

立壁部10fは、クリップ9の軌道T1の終端部(図5の上側)となる規制壁10faと、この規制壁10faの両端から始端部(図5の下側)に向かって並行する一対の案内壁10fbには、本体部10aの縁部を越えて延長部10hが形成されている。これにより、クリップ9の摺動に必要となるストロークが確保されている。延長部10hは、ケース12の凹陥部12dと嵌合するように設計され、ケース12の位置決め形状としての機能も担っている。

## [0045]

各係止用フランジ部 1 0 gには、ロック位置 P 1 でクリップ 9 の摺動を停止させるための係止溝 1 0 i (ロック位置係合部 1 f)と、ロック解除位置 P 2 でクリップ 9 の摺動を停止させるための係止溝 1 0 j (解除位置係合部 1 g)とが形成されている。係止溝 1 0 i は、ロック位置 P 1 でクリップ 9 の係止突起 9 g (摺動係合部 1 e)と係合する凹部である。係止溝 1 0 j は、ロック解除位置 P 2 でクリップ 9 の係止突起 9 g と係合する凹部である。係止溝 1 0 i , 1 0 j は、係止用フランジ部 1 0 g , 1 0 g の相対向する内側縁部からクリップ軌道 T 1 を基準として外向きに凹んでいる。

ここで、係合することは、係わり合うことを意味する。従って、ロック位置係合部 1 f と摺動係合部 1 e の形状は、ロック位置 P 1 でロック部材 1 c の摺動が停止する形状であればよく、様々な形状が含まれる。解除位置係合部 1 g と摺動係合部 1 e の形状は、ロック解除位置 P 2 でロック部材 1 c の摺動が停止する形状であればよく、様々な形状が含まれる。

## [0046]

なお、上述したケース12とキャップ10は、後述するクリップ9とともに、合成樹脂の射出成形品といった成形品等を用いることができる。この合成樹脂には、ポリアセタール(POM)、ポリプロピレン(PP)、これらの複合材料、これらの材料に添加材を添加した材料、といった熱可塑性樹脂等を用いることができる。

### [0047]

図 6 ( a ) は、クリップ 9 (ロック部材 1 c ) の斜視図である。図 6 ( b ) は、クリップ 9 の正面図である。図 6 ( c ) は、クリップ 9 を図 6 ( b ) の A 1 - A 1 の位置で切断した端面図である。図 6 ( d ) は、クリップ 9 の底面図である。図 7 ( a ) は、クリップ 9 の背面図である。図 7 ( c ) は、クリップ 9 を図 7 ( b ) の A 2 - A 2 の位置で切断した端面図である。図 7 ( d ) は、クリップ 9 を図 7 ( b ) の A 3 - A 3 の位置で切断した端面図である。

### [0048]

クリップ9は、合成樹脂といった可撓性を示す材料で形成されている。クリップ9は、略H形の基体部9a、この基体部9aの案内方向D1の摺動片9d側の端部(図6(a)の下側)から軌道T1の外方向D3,D3へ出た一対の可撓性操作部9b,9b、これら操作部9b,9bに一体化された一対の係止突起9g,9g、基体部9aの回転軸内側方向D12の縁部から外方向D3,D3へ延出した一対の摺動子9c,9c、これらの摺動子9c,9cの間に配置された摺動片9d、を備えている。基体部9aの上側凹部9iは、断面略矩形の被ロック部8eの短手方向における幅に合わせた間隔を有している。この上側凹部9iに被ロック部8eが入るのは、係止用凹部8aが案内方向D1のいずれか一方に向いた場合である。上側凹部9iは、被ロック部8eに係合してシャフト部材8を含む軸部1aを回転不能にする機能を担っている。

#### [0049]

各操作部9bは、摺動子9cから回転軸外側方向D11に離れて基体部9aから外方向D3へ延出したアーム部9eと、このアーム部9eの先端部から内側方向D12へ延出した摘み部9fとを備えている。各アーム部9eは、係止用フランジ部10gから回転軸外側方向D11の位置となる。各操作部9bは、摺動子9cから離間していることによって、係止突起9g(摺動係合部1e)の係合解除に十分な可撓性が付与されている。操作部9b,9bは、クリップ軌道T1を基準として挟む方向D2に撓むことができる。摘み部9fが軌道T1に向かって押されると、操作部9bが内方向(挟む方向D2の内側)へ撓む。従って、作業者は、摘み部9f,9fを例えば人差し指と親指で摘むことによって、操作部9b,9bを挟む方向D2に近接させるように撓ませることが容易である。また、ロック解除時には、摘み操作を行わなくても、二本の指を摘み部9f,9fに引っ掛けて引っ張り操作するだけでロック解除位置P2までクリップ9を摺動させることができる。

## [0050]

各アーム部9eの内側方向D12側の面には、摺動子9cから回転軸外側方向D11へ離間して係止突起9g(摺動係合部1e)が形成されている。係止突起9g,9gは、左右の操作部9b,9bが互いに離間する外方向D3,D3に突出するようにアーム部9e,9eと一体に形成された凸部である。すなわち、係止突起9g,9gは、クリップ軌道T1を基準として互いに外向きに形成されている。各係止突起9gは、ロック位置P1で係止用フランジ部10gの係止溝10iと係合し、ロック解除位置P2で係止用フランジ部10gの係止溝10;と係合する。

### [0051]

各係止突起9gは、アーム部9eと一体に形成されているので、可撓性操作部9bとともに動く。従って、作業者が操作部9b,9bの摘み部9f,9fを手で摘むと、操作部9b,9bが互いに近接する方向に撓み、係止突起9g,9gが操作部9b,9bとともに互いに近接する方向へ移動する。すなわち、摘み部9f,9fの摘み操作が行われた際、操作部9b,9bが互いに近接する方向へ撓むことに連動して係止突起9g,9gが突出方向とは反対の内方向に移動する。クリップ9がロック位置P1にある場合、操作部9bは、撓むことにより係止溝10iと係止突起9gとの係合を解除させる。クリップ9がロック解除位置P2にある場合、操作部9bは、撓むことにより係止溝10jと係止突起9gとの係合を解除させる。

### [0052]

摺動子9c,9cは、係止用フランジ部10gから回転軸内側方向D12の位置において摺動案内部10dの案内壁10fb,10fbの内側に接触しながら摺動するように外形が設計されている。摺動子9c,9cの上側凹部9i側の端部には、湾曲部9h,9hが形成されている。これにより、被ロック部8eの向きがクリップ9の上側凹部9iの向きが揃っていない場合でも、クリップ9のロック解除位置P2からロック位置P1への摺動操作に伴い、被ロック部8eが湾曲部9h,9hによってガイドされる。これにより、被ロック部8eが上側凹部9i内に誘導されるので、クリップ9のロック操作における操作性が良好である。

摺動片9 d は、キャップ10のガイド溝10 k に対して摺動可能に挿入される。これにより、摺動操作されるクリップ9が案内方向 D 1 へガイドされ、クリップ9 のがたつきが抑制される。

## [0053]

上述した形状のクリップ 9 は、例えば、案内方向 D 1 の長さを 1 0 ~ 3 0 mm程度、挟む方向 D 2 の長さを 1 0 ~ 4 0 mm程度、厚みを 4 ~ 1 5 mm程度とすることができる。クリップ 9 は、比較的小型であるにも拘らず、操作性に優れており、作業者は、軍手をしたままクリップ 9 の摺動操作を容易に行うことができる。

### [0054]

次に、遮蔽装置1の動作、作用、及び、効果を説明する。 図8(a),(b)は、遮蔽装置1の組み立て状態において、弾性力発生手段5が取り

10

20

30

40

20

30

40

50

付けられた側から遮蔽装置1を見た図である。図8(a)は、クリップ9(ロック部材1c)がロック位置P1にあるときの遮蔽装置1のキャップ側の面を示している。図8(b)は、クリップ9がロック解除位置P2にあるときの遮蔽装置1のキャップ側の面を示している。図9(a),(b)は、クリップの係止突起9g(摺動係合部1e)の係止態様を示すために遮蔽装置1を回転軸AX1方向に対して垂直な面で切断した端面図であり、背景が省略されている。分かり易く示すため、クリップ9にのみハッチングを付し、その他の部材にはハッチングを付していない。図9(a)はシャフト部材8がロックされた状態の遮蔽装置1を示し、図9(b)はシャフト部材8のロックが解除された状態の遮蔽装置1を示している。

## [0055]

遮蔽装置1をドアトリム805といった車両本体に組み付けるまでは、まず、指を操作 部 9 b . 9 b の摘み部 9 f . 9 f に引っ掛けて案内方向 D 1 の延長部 1 0 h 側にクリップ 9 を引っ張り操作し、図 8 ( b )及び図 9 ( b )のロック解除位置 P 2 にする。このとき 摺動片9dがガイド溝10k(溝1h)にガイドされてクリップ9が案内方向D1に摺 動する。また、操作部9b,9bが挟む方向D2(近接する方向)に撓むことによりクリ ップ9の各係止突起9g,9gが係止溝10i(ロック位置係合部1f)から抜けて係止 溝10j(解除位置係合部1g)に挿入される。この状態で回転可能にされた軸部1aを 所要回転数、巻取方向DR1に予備巻きした後、摘み部9f,9fを指で摘んでクリップ 9 を図 8 ( a ) 及び図 9 ( a ) のロック位置 P 1 へ摺動させる。このとき、摺動片 9 d が ガイド溝10kにガイドされてクリップ9が案内方向D1に摺動する。また、操作部9b , 9 b が挟む方向 D 2 に撓むことによりクリップ 9 の各係止突起 9 g が操作部 9 b ととも に動いて係止溝10;(解除位置係合部1g)から抜ける。作業者が摘み部9f,9fの 摘み操作をやめると、係止突起9gが係止溝10i(ロック位置係合部1f)に挿入され る。また、被ロック部8eは、湾曲部9hに案内されて上側凹部9iに挿入され、軸部1 aの回転が禁止される。これにより、軸部1aを予備巻きした状態で保持しておくことが できる。

## [0056]

軸部1aを回転不能にして遮蔽装置1を組み付けた後には、操作部9b,9bを操作して挟む方向D2に撓ませることにより各係止突起9gの係止溝10i(ロック位置係合部1f)との係合が解除される。このため、作業者は、容易にクリップ9をロック解除位置P2へ摺動させて軸部1aのロック状態を解除することができる。さらに、一度、軸部1aのロック状態を解除した後でも、再びクリップ9をロック位置P1へ摺動させて軸部1aの回転を禁止することができる。このため、再びクリップ9をロック解除位置P2へ摺動させて軸部1aを巻取方向DR1に予備巻きした状態でクリップ9をロック位置P1へ摺動させると、軸部1aを予備巻きした状態で保持しておくことができ、遮蔽装置1の作動確認のための検査を複数回行うことができる。従って、遮蔽装置1のメンテナンス性が向上し、故障時などのサービス作業時の作業性が向上する。

### [0057]

## (3)第二の例:

図10~14は、遮蔽装置1の第二の例を示している。

図10は、クリップ109(ロック部材1c)を取り外した状態で遮蔽装置1のキャップ側を分解斜視図により示している。

図11(a)は、クリップ109がロック位置P1にあるときの遮蔽装置1のキャップ側を示している。図11(b)は、クリップ109が第一ロック解除位置P2にあるときの遮蔽装置1のキャップ側を示している。図11(c)は、クリップ109が第二ロック解除位置P3にあるときの遮蔽装置1のキャップ側を示している。

図12(a)は、軸部1aがロックされた状態の遮蔽装置1のキャップ側の面を示している。図12(b)は、キャップ110(ハウジング1dの一部)及びクリップ109を図12(a)のA4-A4の位置で切断した端面図である。

図 1 3 (a)は、クリップ 1 0 9 が第一ロック解除位置 P 2 にあるときの遮蔽装置 1 の

20

30

40

50

キャップ側の面を示している。図13(b)は、キャップ110及びクリップ109を図13(a)のA5-A5の位置で切断した端面図である。

図 1 4 ( a ) は、クリップ 1 0 9 が第二ロック解除位置 P 3 にあるときの遮蔽装置 1 のキャップ側の面を示している。図 1 4 ( b ) は、キャップ 1 1 0 及びクリップ 1 0 9 を図 1 4 ( a ) の A 6 - A 6 の位置で切断した端面図である。

## [0058]

なお、図10,11は軸部1aとキャップ110とクリップ109のみを、図12~14はキャップ110とクリップ109のみを抜粋し、他の構成部品は省略している。

第二の例は、被ロック部8e、キャップ110の摺動案内部110d、クリップ109、が第一の例と異なり、それ以外の部分は第一の例と同じであるため、説明を省略する。

### [0059]

第二の例では、ロック位置 P 1 及びロック解除位置 P 2 を通る案内方向 D 1 に第二ロック解除位置 P 3 がある。摺動案内部 1 1 0 d は、第二ロック解除位置 P 3 に摺動したクリップ 1 0 9 (ロック部材 1 c)がロック位置 P 1 に摺動することを禁止する。

### [0060]

孔部 1 1 0 e を通過する被ロック部 8 e は、断面が略正方形となっているため、軸部 1 a の 1 / 4 回転毎に回転をロックすることができる。このため、スクリーン 2 の予巻きの回転数の自由度が高められる。

### [0061]

クリップ109には、ロック部109j、基体部109a、可撓性操作部1i、係止突起109g(摺動係合部1e)、回動許容孔部109k、が形成されている。操作部1iは、可撓性係止片109bとロック解除釦109buと摺動片109dを備えている。

ロック部109 j は、第一の例の上側凹部9 i に代わる要素であり、被ロック部8 e が挿入されると、回転軸A X 1 を中心とした被ロック部8 e の回転を規制する。基体部109 a は、摺動案内部110 d 内を摺動する。係止突起109 g ,109 g は、係止片10 9 b ,10 9 b の端部付近に係止片10 9 b ,10 9 b と一体に形成されている。ロック解除釦10 9 b u は、係止片10 9 b ,10 9 b の端部から延出している。摺動片10 9 d は、ロック解除釦10 9 b u から案内方向D1のロック部10 9 j 側へ延出し、先端部に回転軸A X 1 の内側方向へ突出した係止爪10 9 m が形成されている。回動許容孔部10 9 k は、軸部1aの回動を許容する。

### [0062]

摺動案内部 1 1 0 d 及び孔部 1 1 0 e を有するキャップ 1 1 0 は、第一の例の係止用フランジ部 1 0 g , 1 0 g に代わる係止用フランジ部 1 1 0 g , 1 1 0 g 、凹部 1 1 0 n , 1 1 0 o , 1 1 0 p 、を有している。各係止用フランジ部 1 1 0 g には、係止孔 1 1 0 m (ロック位置係合部 1 f )が形成されている。

### [0063]

摺動案内部110dにクリップ109を取り付けていない状態で軸部1aを所要回転数、巻取方向DR1に予備巻きした後、摺動案内部110dにクリップ109を挿入して図11(a)及び図12(a),(b)のロック位置P1まで案内方向D1に摺動させる。このとき、各係止突起109g(摺動係合部1e)が係止用フランジ部110gのスロープ部に押されて係止片109bが下方へ撓んだ後、係止突起109gが係止孔110m(ロック位置係合部1f)に挿入される。摺動片109dの係止爪109mは、ロック位置凹部110nに係止され、位置が規制される。また、被ロック部8eは、ロック部109jに挿入され、軸部1aの回転が禁止される。これにより、軸部1aを予備巻きした状態で保持しておくことができる。

## [0064]

遮蔽装置1の作動確認を検査する等のため、一時的に軸部1aの回転ロックを解除したい場合、ロック解除釦109buを押し操作してクリップ109を図11(b)及び図13(a),(b)の第一ロック解除位置P2まで案内方向D1に摺動操作すればよい。ロック解除釦109buが押されると、係止突起109gと係止孔110mとの係合が解除

される。そこで、クリップ109を第一ロック解除位置P2の方へ引っ張る操作をすると、クリップ109が第一ロック解除位置P2まで摺動する。また、被ロック部8eがロック部109 j から抜け、軸部1aの回転禁止が解除される。第一ロック解除位置P2では、第一ロック解除位置凹部1100に係止爪109mが係止されることによって、キャップ110からのクリップ109の脱落が抑制される。

クリップ109の位置をロック位置 P 1 と第一ロック解除位置 P 2 とに切り替えることによって、遮蔽装置 1 の作動確認の検査を何度でも行うことができる。

## [0065]

遮蔽装置1を車両に組み付けた後、軸部1aの回転がロックされないようにしたい場合、ロック解除釦109buを押し操作してクリップ109を図11(c)及び図14(a),(b)の第二ロック解除位置P3まで案内方向D1に摺動操作すればよい。ロック解除釦109buが押されると、係止突起109gと係止孔110mとの係合が解除される。そこで、クリップ109を第二ロック解除位置P3の方へ押し込む操作をすると、クリップ109が第二ロック解除位置P3まで摺動する。また、被ロック部8eがロック109jから抜け、軸部1aの回転禁止が解除される。第二ロック解除位置P3では、の第二ロック解除位置凹部110pに係止爪109mが係止されることによって、第二ロック解除位置P3では、係止爪109mの立壁部と第二ロック解除位置凹部110pの立壁部とが係止状態となることにより、クリップ109をロック位置P1の方へ引っるでも摺動しない。すなわち、クリップ109をロック位置P1と第一ロック解除位置P3へ一度切り替えることができるが、ロック位置P1から第二ロック解除位置P3へ一度切り替えてしまうと、ロック位置P1に帰還させることができなくなる。

### [0066]

以上より、遮蔽装置1を車両本体に組み付けるまでは、クリップ109の位置を何度でもロック位置P1と第一ロック解除位置P2とに切り替えることができ、遮蔽装置1の点検作業を容易に行うことができる。車両本体へ組付後は、クリップ109を第二ロック解除位置P3へと摺動させることによって軸部1aの回転ロックを解除すれば、クリップ109が誤ってロック位置P1に摺動することが抑制される。このため、スクリーン2を引き出すことができなくなるような不具合や、遮蔽装置1の使用中にクリップ109と軸部1aが接触して異音が発生するような不具合が抑制される。

なお、第二ロック解除位置 P 3 では、ロック解除釦 1 0 9 b u が摺動案内部 1 1 0 d に最も押し込まれた位置に保持されるため、遮蔽装置 1 の格納スペースが少なくて済む。

### [0067]

## (4)第三の例:

図15(a)は、第三の例においてクリップ209(ロック部材1c)がロック位置P1にあるときの遮蔽装置1のキャップ側を斜視図により示している。図15(b)は、クリップ209がロック解除位置P2にあるときの遮蔽装置1のキャップ側を斜視図により示している。図15(c)は、クリップ209がキャップ210(ハウジング1d)から離脱した状態の遮蔽装置1のキャップ側を斜視図により示している。

第三の例のクリップ 2 0 9 (ロック部材 1 c )は、ロック位置 P 1 からロック解除位置 P 2 とは反対側に摺動したときにハウジング 1 d から離脱するようにされている。

### [0068]

被ロック部8eは、断面が略正方形となっているため、軸部1aの1/4回転毎に回転をロックすることができる。

### [0069]

クリップ209には、ロック部209j、基体部209a、可撓性操作部1i、係止突起209g(摺動係合部1e)、回動許容孔部、第二係止突起209m、ロック解除釦209bu、が形成されている。操作部1iは、摘み部209fを備えている。

ロック部 2 0 9 j は、第二の例のロック部 1 0 9 j に代わる要素である。基体部 2 0 9 a は、摺動案内部 2 1 0 d 内を摺動する。摘み部 2 0 9 f は、第一の例の摘み部 9 f に代

10

20

30

40

20

30

40

50

わる要素である。係止突起209gは、操作部1iと一体に形成され、撓む操作部1iとともに動く。第二係止突起209m,209mは、ロック解除釦209buの近傍に形成されている。基体部209aは、ロック解除釦209bu及び第二係止突起209m,209mが形成されている端部の下側に空間部が形成されるように部分的に薄肉に形成されている。

## [0070]

摺動案内部210dを有するキャップ210は、第一の例の案内壁10fb,10fbに代わる案内壁210fb,210fb、第一の例の係止用フランジ部10g,10gに代わる係止用フランジ部210g,210g、第一の例の係止溝10i,10iに代わる位置規制部210n,210n、を有している。各係止用フランジ部210gには、係止孔210mが形成されている。各位置規制部210n(ロック位置係合部1f)は、案内壁210fbの端部から延出している。

### [0071]

摺動案内部210 dにクリップ209を取り付けていない状態で軸部1aを所要回転数、巻取方向DR1に予備巻きした後、摺動案内部210 dにクリップ209を挿入して図15(a)のロック位置P1まで案内方向D1に摺動させる。このとき、各第二係止突起209mが係止用フランジ部210gの係止孔210mに挿入され、各係止突起209g(摺動係合部1e)が位置規制部210n(ロック位置係合部1f)に突き当たる。すなわち、係止突起209gと位置規制部210nが係合してクリップ209のロック解除位置P2への摺動を停止させる。また、被ロック部8eは、ロック部209jに挿入され、軸部1aの回転が禁止される。これにより、軸部1aを予備巻きした状態で保持しておくことができる。

### [0072]

遮蔽装置1の作動確認を検査する等のため、一時的に軸部1aの回転ロックを解除したい場合、摘み部209f,209fを指で摘んでクリップ209を図15(b)のロック解除位置P2へ摺動操作すればよい。このとき、操作部1i,1iが挟む方向D2に撓むことによりクリップ209の各係止突起209gが操作部1iとともに動いて位置規制部210m(ロック位置係合部1f)を乗り越える。作業者が摘み部209f,209fの摘み操作をやめると、クリップ209をロック位置P1の方へ摺動させようとしても各係止突起209g(摺動係合部1e)が位置規制部210mと係合する。また、被ロック部8eがロック部209jから抜け、軸部1aの回転禁止が解除される。ロック解除位置P2では、各係止用フランジ部210gの係止孔210mに第二係止突起209mが係止されることによって、キャップ210からのクリップ209の脱落が抑制される。

クリップ209の位置をロック位置 P 1 とロック解除位置 P 2 とに切り替えることによって、遮蔽装置 1 の作動確認の検査を何度でも行うことができる。

## [0073]

遮蔽装置1を車両に組み付けた後、軸部1aの回転がロックされないようにしたい場合、ロック解除釦209buを押し操作してクリップ209をロック位置P1から図15(c)の第二のロック解除状態となるまで案内方向D1に摺動操作すればよい。基体部209aに上述した部分的な薄肉部が形成されているので、ロック解除釦209buが押されると、第二係止突起209mと係止孔210mとの係合が解除される。そこで、クリップ209をロック解除位置P2とは反対の方へ引っ張り操作をすると、クリップ209が摺動案内部210d(ハウジング1d)から離脱する。また、被ロック部8eがロック部209jから抜け、軸部1aの回転禁止が解除される。

### [0074]

以上より、遮蔽装置1を車両本体に組み付けるまでは、クリップ209の位置を何度でもロック位置P1とロック解除位置P2とに切り替えることができ、遮蔽装置1の点検作業を容易に行うことができる。車両本体へ組付後は、クリップ209をロック解除位置P2とは反対側に摺動させて摺動案内部210dから離脱させることによって軸部1aの回転ロックを解除すれば、クリップ209が誤ってロック位置P1に摺動することが抑制さ

れる。このため、スクリーン2を引き出すことができなくなるような不具合や、遮蔽装置 1の使用中にクリップ 2 0 9 と軸部 1 a が接触して異音が発生するような不具合が抑制さ れる。また、メンテナンス時には、再びクリップ209を摺動案内部210dへ差し込む ことによって、軸部1aの回転をロックすることができる。

なお、クリップ209は、車両組付後には不要となるため、他の遮蔽装置1に使い回す ことができる。従って、第三の例は、製造コストを低減させることができる。

### [0075]

## (5)その他変形例:

本発明は、種々の変形例が考えられる。

サンシェード装置としての遮蔽装置の設置箇所は、サイドウィンドウ以外にも、リヤウ ィンドウ、ルーフウィンドウ、フロントウィンドウ、等でもよい。遮蔽装置は、トノカバ ー装置等でもよい。スクリーンの引出方向は、上方以外にも、下方、水平方向、等でもよ

軸部は、バレル部材とシャフト部材の組合せ以外にも、被ロック部を一体化した棒状部 材といった単一部材でもよい。

付勢機構は、渦巻きばね以外にも、つる巻きばね(コイルスプリング)、エラストマー で形成された弾性部材、等でもよい。

ロック部材の摺動係合部は、凸部以外にも、凹部、凹凸部、等でもよい。摺動案内部の ロック位置係合部及び解除位置係合部は、凹部以外にも、凸部、凹凸部、等でもよい。 摺動係合部と操作部の組合せは、1組でもよいし、2組以上でもよい。

### [0076]

### (6)結び:

以上説明したように、本発明によると、種々の態様により、何度も作動点検を行うこと が可能な遮蔽装置等の技術を提供することができる。

また、上述した実施形態及び変形例の中で開示した各構成を相互に置換したり組み合わ せを変更したりした構成、公知技術並びに上述した実施形態及び変形例の中で開示した各 構成を相互に置換したり組み合わせを変更したりした構成、等も実施可能である。本発明 は、これらの構成等も含まれる。

## 【符号の説明】

## [0077]

1 ... 遮蔽装置、

- 1 a ... 軸 部 、 1 b ... 付 勢 機 構 、 1 c ... ロック 部 材 、 1 d ... ハ ウ ジン グ 、
- 1e…摺動係合部、1f…ロック位置係合部、1g…解除位置係合部、1h…溝、
- 1 i ... 操作部、
- 2 ... スクリーン、2 a ... 本体部分、2 b ... 一端、2 c ... 他端、
- 3 ... ハーフケース、3 a ... 貫通穴、3 b ... 端面、
- 4 ... バレル部材、 4 a ... 一端、 4 b ... 他端、 5 ... 弾性力発生手段、
- 6 ... ガーニッシュ部材、 7 ... 両面テープ、
- 8,81...シャフト部材(回転軸部材)、
- 8 a ... 係止用凹部、 8 b ... 嵌合部、 8 c ... 第一フランジ部、 8 d ... 第二フランジ部、
- 8 e ... 被ロック部、8 f , 8 g ... 端部、
- 9,109,209...クリップ、
- 9 a ... 基体部、 9 b ... 操作部、 9 c ... 摺動子、 9 d ... 摺動片、 9 e ... アーム部、
- 9 f … 摘み部、9 g … 係止突起、9 h … 湾曲部、9 i … 上側凹部、
- 10,110,210...キャップ、
- 10a...本体部、10b...可撓片、10c...嵌合孔、10d...摺動案内部、
- 10e...孔部、10f...立壁部、10fa...規制壁、10fb...案内壁、
- 10g...係止用フランジ部、10h...延長部、10i,10j...係止溝、
- 10 k ... ガイド溝、10 s ... 係止凸部、
- 11…スプリング、11a、11b…折り返し片、

20

10

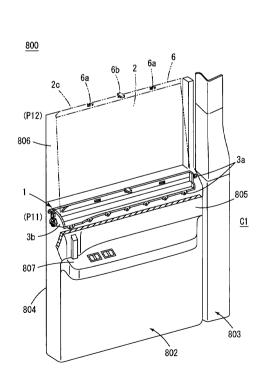
30

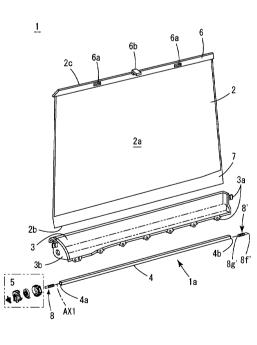
40

## 12…ケース、

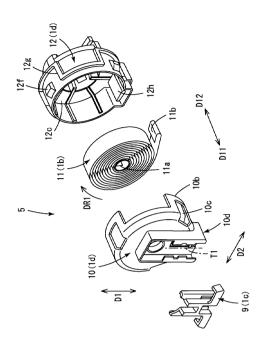
- 12 a ...ガタ止め爪、12 b ...孔部、12 c ...収容凹部、12 d ...凹陥部、
- 12 e … 側壁部、12 f … 突起、12 g … 位置決めリブ、12 h … 係止用凸片、
- A X 1 ... 回転軸、 C 1 ... 車室、
- D1…案内方向、D2…挟む方向、D3…外方向、
- D 1 1 ... 外側方向、 D 1 2 ... 内側方向、 D R 1 ... 参取方向、
- P1…ロック位置、P2…ロック解除位置、P3…第二ロック解除位置、
- P11...巻取位置、P12...引出位置、T1...摺動する軌道。

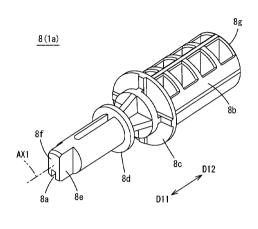
【図1】



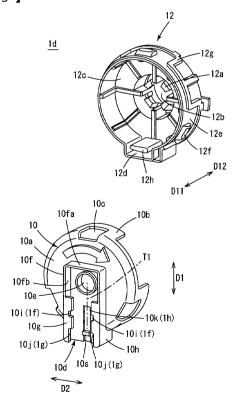


【図3】 【図4】

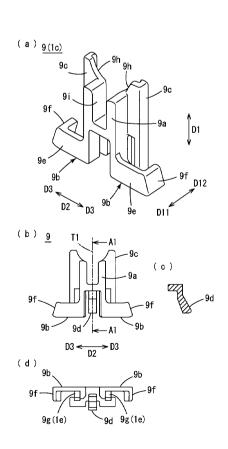




【図5】

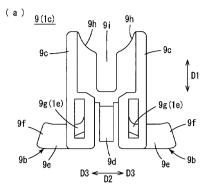


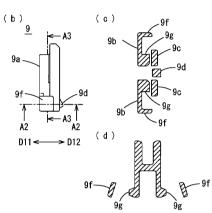
【図6】

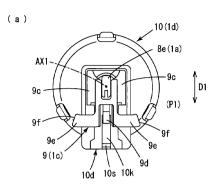


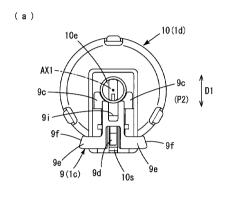
【図7】





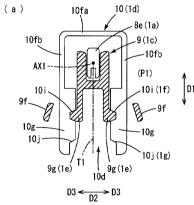


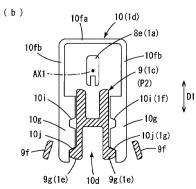


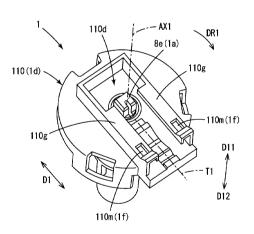


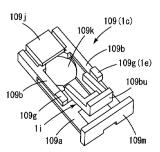
【図9】

【図10】



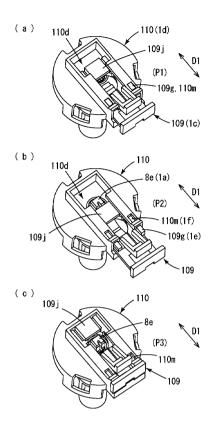


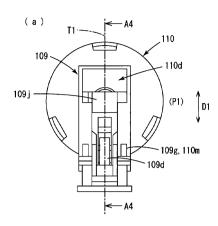


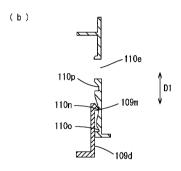


【図11】



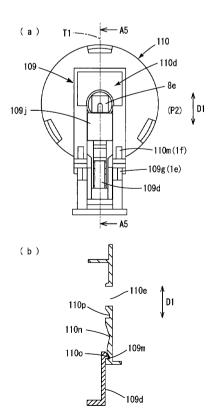


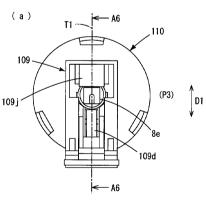


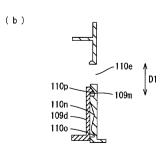


【図13】

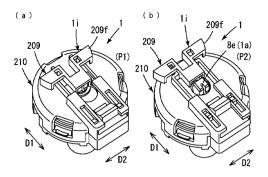
【図14】

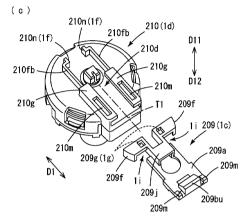






# 【図15】





## フロントページの続き

(72)発明者 西浦 俊哉

愛知県名古屋市中区上前津1丁目4番5号 株式会社林技術研究所内

(72)発明者 土本 芳裕

愛知県名古屋市中区上前津1丁目4番5号 株式会社林技術研究所内

(72)発明者 谷亀 尚史

神奈川県横浜市戸塚区舞岡町184番地1 株式会社ニフコ内

## 審査官 家田 政明

(56)参考文献 特許第4713940(JP,B2)

特公平7-65446(JP,B2)

実公平7-25435(JP,Y2)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

E 0 6 B 9/42

E 0 6 B 9/56

9 / 3 2 2 3 / 0 0 E 0 6 B

B 6 0 J